

海上労働検査受検等に関するガイドライン

平成25年5月1日 国海員第27号別冊
平成29年9月29日 国海員第213号別冊

国土交通省海事局船員政策課

はじめに

ILO2006年の海上の労働に関する条約の批准に伴う今般の船員法改正において、一定の船舶の船舶所有者は、国土交通大臣又は登録検査機関の実施する海上労働検査（法定検査）に合格し、海上労働証書を受有することが義務づけられることとなりました。この法定検査に関する申請手続や検査の実施等については、「船員法の一部を改正する法律」（平成24年9月12日法律第87号。以下「改正法」という。）の他、新たに制定した国土交通省令「船員の労働条件等の検査等に関する規則」（平成25年国土交通省令第32号。以下「検査規則」という。）に規定していますが、その概要を以下に記載しますので、受検のガイドラインとしてご活用ください。

I. 対象船舶（船員法第100条の2、検査規則第2条）

海上労働検査の対象船舶は、国際航海（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海）に従事する船舶であって、国際総トン数500トン以上の日本船舶（以下「特定船舶」という。）です。また、特定船舶以外の日本船舶であって国際航海に従事させようとするものについても、船舶所有者の申請により受検することができます。

ただし、漁船及び国土交通省令に定める特別の用途に供される船舶（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人又は特殊法人その他国土交通大臣が適当と認める者が所有し又は運航する船舶であって非商業的目的のみに使用される船舶（これらの機関以外の船舶管理人又は船舶借入人が置かれる場合は除く。））は、国際航海に従事する場合であっても海上労働証書又は臨時海上労働証書を受有義務はなく、任意の受検を含む海上労働検査の対象外となります。

II. 海上労働検査の種類（船員法第100条の2、第100条の4、第100条の6、検査規則第二章第四節）

法定検査には、定期検査、中間検査及び臨時航行検査があります。

所有する船舶を国際航海に従事させる場合には定期検査又は臨時航行検査を受検する必要があります。また、定期検査に合格後、2回目と3回目の検査基準日の間に中間検査を受けなければなりません。中間検査は時期を繰り上げ、2回目の検査基準日以前に受検することができますが、その場合は中間検査に合格した日から2年目以降3年以内に中間検査を受検しなければなりません。

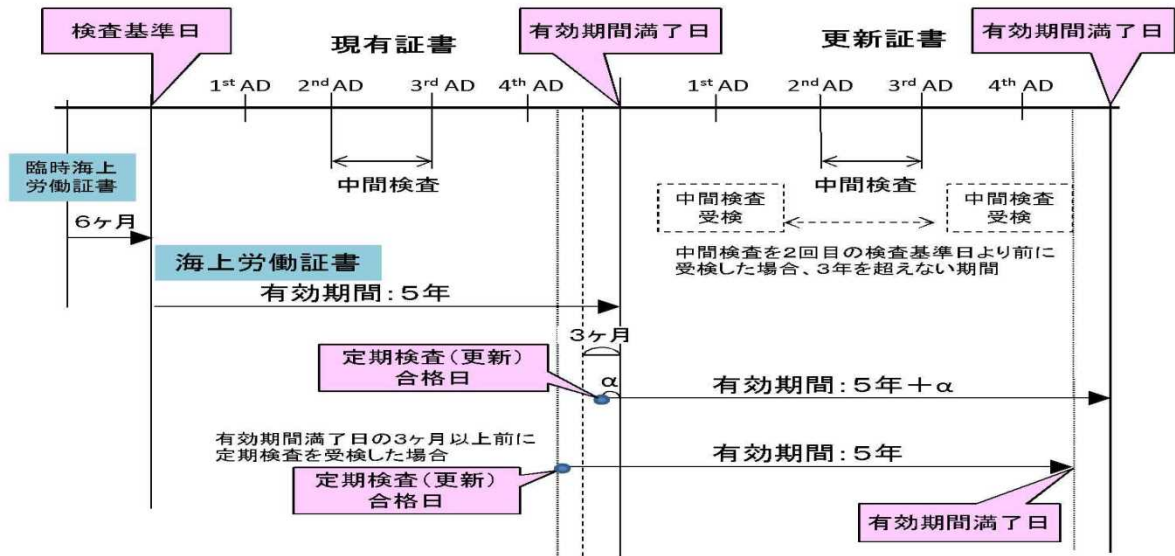


図 1 : 法定検査の種類と受検時期

なお、臨時航行検査の対象となる場合は、次のとおりです。

- ①特定船舶について船舶所有者の変更があったとき
- ②日本船舶以外の船舶が特定船舶になったとき
- ③新たに建造された特定船舶その他海上労働証書を受有しないものを臨時に国際航海に従事させようとするとき

ただし、改正法附則第6条に従って、我が国に条約の効力が生じる日までの間に実施する相当検査については、臨時航行検査に相当する検査を受検せず、定期検査に相当する検査を申請できることとします。この場合、世界的に条約の発効する日（平成25年8月20日）以降については、条約締約国において寄港国検査が実施されるため、本船が国際航海に従事する前に相当証書の受有を希望する場合は、臨時航行検査に相当する検査を申請・受検することにより、運航実績の蓄積を待たずに相当証書（相当臨時海上労働証書）を受有することが可能です。

Ⅲ. 申請者及びその責務（船員法第5条第2項関連）

1. 申請者（船舶所有者）

法定検査に係る船舶所有者の規定は、船舶所有者のほか、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶借入人にこれを適用しますので、これらの船舶所有者が法定検査の申請を行うこととなります。なお、船舶所有者から委任を受けた場合は、代理人（船舶管理会社、海事代理士等）が申請することが可能です。

2. 船舶所有者に求められる措置（船員法第100条の3第1項関連）

法定検査の受検に当たって、船舶所有者は以下の措置が求められます。

- ①当該船舶において実施される法令遵守措置を、あらかじめ定めていること
※海上労働遵守措置認定書第Ⅱ部（検査規則第8号様式（第Ⅱ部））の内容
- ②上記の法令遵守措置が、船上において実際に船員法第100条の3第1項各号に規定する要件を満たしていること

IV. 海上労働検査の実施

海上労働検査は、国（地方運輸局（運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。））又は登録検査機関のいずれかが実施することとなりますが、いずれが検査を実施した場合においても、検査に合格したときは、国（地方運輸局）が海上労働証書又は臨時海上労働証書を交付します。なお、検査機関の選択に関しての制限はありませんので、船舶所有者が任意の機関を選択し受検することになります。

1. 海上労働検査の実施体制（検査規則）

国土交通大臣が実施する検査については、権限を委任された地方運輸局が実施します。

法定検査に係る検査申請、海上労働証書の交付申請、再交付及び書換に関する事務については、所轄地方運輸局又は船舶の所在地を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。）海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（北陸信越運輸局にあっては海事部船員労働環境・海技資格課、九州運輸局にあっては海上安全環境部船員労働環境課）及び沖縄総合事務局運輸部船舶船員課並びに運輸支局及び海事事務所における船員法に係る事務を所掌する部署（以下「船員法事務担当課」という。）が担当します。ただし、船舶の所在地が外国にある場合は、関東運輸局が担当となります。

法定検査における船上検査は、上記船員法事務担当課のある地方運輸局に所属する運航労務監理官が担当します。船上検査の公平性及び客観性を確保するため、原則として2名以上で実施することとしています。

なお、検査申請した後、検査対象船舶が他の地方運輸局の管轄区域内に移転した場合は、船舶所有者の申請により当該船舶の新たな所在地を管轄する地方運輸局長への検査の引継を受けることができます。

2. 法定検査の受検申請

法定検査を受けようとする申請者は、海上労働検査受検申請書（第1号書式又は第2号書式）とともに以下の書類を船上検査実施予定日の1ヶ月前（船上検査の場所が海外である場合は2ヶ月前）までに、船員法事務担当課に提出してください。窓口による申請のほか、郵送、ファックス及び電子メールによる申請も可能です。

検査の種類	提出書類
① 初回検査	<input type="checkbox"/> 臨時海上労働証書の写し（臨時海上労働証書の交付を受けている船舶に限る。） <input type="checkbox"/> 報酬支払簿の写し（直近3か月分）

定期検査		<p>ハ 休日付与簿の写し（直近3か月分）</p> <p>ニ 海上労働遵守措置（船員法第100条の3第1項第1号から第31号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法）を記載した書類（※国（地方運輸局）が交付する際に、海上労働遵守措置認定書第Ⅱ部となるもの）</p> <p>ホ 手数料納付書（本邦内 61,700 円、本邦外 52,800 円＋職員 2 人分の旅費相当額）</p> <p>ヘ 委任状（申請を代理人等に委任している場合に限る。）</p> <p>ト その他書類審査に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶国籍証書の写し ・ 船舶検査証書の写し又は臨時航行許可証の写し ・ 最小安全配員証書の写し ・ 就業規則の写し又は団体交渉協約の写し <p>※ロの関係する部分のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上労働遵守措置から委任される文書例として、社内規定、ISM 手順書など
	② 2 回目以降（更新検査）	<p>イ 海上労働証書の写し</p> <p>ロ ①ロ～トに掲げる書類（船舶国籍証書の写し及び臨時航行許可証の写しを除く。）</p>
中間検査	<p>イ ②に掲げる書類</p> <p>ただし、手数料額は本邦内 50,600 円、本邦外 41,600 円＋職員 2 人分の旅費相当額</p>	
臨時航行検査	<p>イ ①ニ～トに掲げる書類</p> <p>ただし、手数料額は本邦内 54,900 円（Ⅳ. 5. により安全衛生検査が省略される場合は 52,100 円）、本邦外 46,500 円（Ⅳ. 5. により安全衛生検査が省略される場合は 43,700 円）＋職員 2 人分の旅費相当額</p> <p>また、船舶国籍証書の写し、船舶国籍証書の写し又は臨時航行許可証の写し及び最小安全配員証書の写しは、新造船又はフラッグバック船は取得後に提出</p>	

※海上労働証書等の円滑な交付のため、参考資料 1 のとおり必要に応じて国土交通省海事局船員政策課が船舶所有者（申請者）、登録検査機関及び地方運輸局間の連絡調整を行います。申請者がこの連絡調整を要望される場合は、添付の連絡票様式により、受検又は証書交付の申請を行う 1 月前までに、船員政策課にご連絡ください。

3. 船上検査の準備

申請を受けた船員法事務担当課では、提出書類である「船舶所有者が実施する法令遵守措置を記載した書類」（※国（地方運輸局）が交付する際に、海上労働遵守措置認定書第Ⅱ部となるもの）の記載内容が法令に適合していることを確認します。この際、記載事項に不備あるいは不明な点がある場合は、申請者に説明を求め、必要な場合には遵守措置を修正していただくこととなります。

この確認後、船上検査を実施しますが、船上検査では、関係書類、船員へのインタビュー及び船内点検により、船上において船舶所有者による法令遵守措置が適正に実施されていることを確認しますので、必要な書類を準備いただくとともに、聴き取り確認の対象となる乗組員の在船をお願いすることとなります。具体的に準備いただく事項については、申請後に行う申請者と地方運輸局（運航労務監理官）との打合せにおいて、指示いたします。

※必要書類の例

- ・ 船内備置等が必要な書類（雇入契約書（写）、船内記録簿、船内苦情処理手続 等）
- ・ 船内に掲示が必要な書類（通常配置表、労働協約、就業規則、労使協定書 等）

※インタビュー対象者の例

- ・ 船内における法令遵守措置の実施に責任を有する者（船長）
- ・ 乗組員の労働時間を管理する者（一等航海士等）
- ・ 船内の安全衛生に関する実施に責任を有する者（安全担当者、衛生担当者等）

4. 法定検査における実施内容

検査の種類	実施内容
定期検査	①海上労働遵守措置に関する実施状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守措置に関する船長の理解度（船長へのインタビュー） ・ 船内備置が必要なもの（書類、目視点検） ・ 労働時間・休息时间に関する記録（書類） ・ 食料及び飲料水の管理状況（書類、目視点検） ・ その他の遵守措置（船員へのインタビュー） ②居住設備、娯楽設備に関する維持状態の確認（書類、目視点検） ③供食設備、衛生設備に関する衛生状態の確認（書類、目視点検）
中間検査	検査項目については、定期検査と同一の内容ですが、対象範囲を限定して実施します。
臨時航行検査	検査項目については、定期検査と同一の内容ですが、海上労働遵守措置の下での運航実績がないため、労働時間・休息時間の記録及び定期的な検査の記録などについては様式や手順が整っていることを確認します。

5. 臨時航行検査の特例

海上運送法（昭和24年法律第187号）第39条の5第4項及び第5項の規定に基づき、準日本船舶の認定には、船員の安全衛生（作業用具の整備に関する事項に係るものに

限る。)について検査(以下「安全衛生検査」という。)を受け、船員法に定める要件に適合している必要があります。

当該準日本船舶が日本籍船に国籍変更する場合、海上運送法第39条の5第10項及び第39条の7の規定に基づき、安全衛生検査の内容に変更がないことの確認が行われた場合には、既に船員法に定める要件に適合しているものと認められますので、国籍変更後の臨時航行検査における検査から安全衛生検査に係る部分は省略されます。

なお、安全衛生検査は、国(地方運輸局)又は登録検査機関のいずれかが実施することになりますが、効率的な検査実施のため、安全衛生検査を実施した機関が正当な理由がある場合を除き、国籍変更後の臨時航行検査も実施することになります。

正当な理由とは、例えば、安全衛生検査を実施した準日本船舶が外地に寄港している状況において、緊急に臨時航行検査を実施しなければならない状況において、安全衛生検査を行った機関の事務所が近隣に所在しない場合等であり、同一機関での検査とすることにより、かえって非効率となり申請者負担を招くおそれがあることによります。

V. 海上労働証書等の交付手続(検査規則第三章)

1. 海上労働証書等の交付

国(地方運輸局)が実施する定期検査又は臨時航行検査を受検し合格した場合、海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を行います。合格後に改めて海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付申請を提出する必要はありません。

登録検査機関が実施する定期検査又は臨時航行検査を受検し合格した場合は、船員法事務担当課あてに海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付申請が必要となります。申請書(第5号書式又は第6号書式)の添付書類として、以下の書類が必要です。

証書の種類		提出書類
海上労働証書	①初回検査	イ 臨時海上労働証書の写し(臨時海上労働証書の交付を受けている船舶に限る。) ロ 海上労働遵守措置(船員法第100条の3第1項第1号から第31号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法)を記載した書類(※国(地方運輸局)が交付する際に、海上労働遵守措置認定書第Ⅱ部となるもの) ハ 登録検査機関の交付した検査に合格した旨を証する書類(船員法第100条の3第1項第1号から第31号に掲げる全ての要件に適合することを証する書類) ニ 手数料納付書(手数料8,600円) ホ 委任状(申請を代理人等に委任している場合に限る。)
	②2回目以降(更新検査)	海上労働証書の写し。 その他は、初回検査と同じ。

	中間検査	手続不要 ※登録検査機関が中間検査合格した旨の裏書を行う
	臨時海上労働証書	イ ①のロ、ハ及びホに掲げる書類 ロ 手数料納付書（手数料 8,600 円）

なお、検査規則において、登録検査機関は、法定検査を実施した後、速やかに検査結果報告書等の検査に係る書類を海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を行う地方運輸局の船員法事務担当課に提出しなければならないことを規定しており、船員法事務担当課では、申請者から提出された上記書類と合わせ検査の合格を確認したうえ、海上労働証書又は臨時海上労働証書を交付することになります。

2. 海上労働証書の有効期間及び更新（船員法第100条の3、第100条の6関連、図1参照）

定期検査に合格した場合は海上労働証書が船舶所有者に交付され、その海上労働証書の有効期間は交付日から5年間です。また、有効期間満了日前3か月以内に更新のための定期検査に合格すれば、原証書の有効期間終了日の翌日から更に5年間が有効期間となります。（図1参照）

臨時航行検査に合格した場合は臨時海上労働証書が船舶所有者に交付され、その有効期間は6か月です。なお、臨時海上労働証書の更新又は繰り返しの取得は認められませんので、臨時海上労働証書の有効期間を超えて引き続き当該特定船舶を国際航海に従事させる場合は、当該証書の有効期間内に定期検査を受検し、海上労働証書の交付を受けなければなりません。

3. 海上労働証書等の再交付又は書換え

海上労働証書又は臨時海上労働証書の再交付又は書換えが必要となった場合は、船員法事務担当課に再交付又は書換え申請をしてください。申請書（第9号書式又は第10号書式）の添付書類として、以下の書類が必要です。

申請の内容	提出書類
再交付	イ 原証書（き損した場合に限る） ロ 手数料納付書（手数料 8,600 円） ハ 委任状（申請を代理人等に委任している場合に限る。）
書換え	イ 原証書（き損した場合に限る） ロ 書換えを受ける事項について、その変更を証する書類 ハ 手数料納付書（手数料 8,600 円） ニ 委任状（申請を代理人等に委任している場合に限る。）

4. 海上労働証書等の失効等の事由

海上労働証書及び臨時海上労働証書は、以下の場合に失効、効力の停止又は証書の返納

命令となります。

<失効等の事由>

	失効等の事由	処 分 等
1	有効期間が満了したとき	失効
2	船舶所有者が変更になったとき	失効
3	船舶の国籍が変更になったとき	失効
4	中間検査の不合格	効力の停止
5	法令に規定される要件に不適合	証書の返納命令
備考	居住設備・娯楽設備に係る実質的変更を行った場合は、船舶検査に合格していることをもって適合状態であると判断する。	

※証書の返納命令の事由となる「法令に規定される要件に不適合（船員法第100条の3第1項に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき）」とは、重大な不適合が存在する場合をいいます。（VI. 1. 参照）

5. 海上労働証書又は臨時海上労働証書の返納

海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた船舶の所有者は、以下の場合には、遅滞なく受有している証書を所轄運輸局長に返納しなければなりません。

- ①船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき
- ②船舶が日本船舶でなくなったとき
- ③証書の有効期間が満了したとき
- ④証書を滅失したことにより証書の再交付を受けた後、滅失した証書を発見したとき
- ⑤①から④の他、船舶が証書を受有することを要しなくなったとき

VI. 海上労働検査に係る不適合の種類及びその取扱い

不適合とは、海上労働遵守措置認定書に規定する遵守措置に適合していないことを、検査において発見された客観的証拠により明らかにされた状況であり、次の2つに分類されます。

1. 重大な不適合

船員の労働条件及び生活条件について重大な違反があった場合又は違反が繰り返し行われているものであって、直ちに是正措置を必要とする不適合をいい、是正するための手段がない場合若しくは船舶所有者が是正措置を実施する意志のない場合には、検査は不合格となります。

【重大な不適合の例】

- ・16歳未満の船員が雇用されている
 - ・必要な海員が乗り組んでいない
- 次のことが繰り返し行われている
- ・最長労働時間を超えて船員を労働させている
 - ・雇入契約で合意した給与の額が適正に支払われていない

- ・ 休日が与えられていない

2. その他の不適合

重大な不適合以外の不適合を示します。是正計画を提出し、当該是正計画により不適合を確実に是正することができるかと認められる場合には検査は合格としますが、検査業務担当者が指定する一定期間内（2か月を超えない範囲）に是正措置を完了し、検査業務担当者の確認を受ける必要があります。

【その他不適合の例】

- ・ 船員の労働時間及び休息時間が適正に記録されていない
- ・ 船内の定期的な検査の結果が適正に記録されていない
- ・ 船内に掲示が必要な書類が掲示されていない
- ・ 船内に備置が必要な書類が備え置かれていない

3. 観察事項

観察事項とは、検査において発見された客観的証拠が示す、そのまま放置すると不適合になり得るおそれがあるものであって、重大な不適合又はその他の不適合以外のものをいいます。直ちに是正する必要はありませんが、遵守措置の見直しが必要となります。

【観察事項の例】

- ・ 定期的な検査の実施間隔が明確に規定されていない
- ・ 就業規則などの供覧文書が閲覧しにくい場所に置かれている

VII. その他

1. 船員居住設備等の要件を変更した場合の措置

条約 A3.1.3(b)において、「R5.1.4 に基づく検査は、船内の船員の居住設備が実質的に変更された場合に実施する」と規定されているところ、我が国においては、船舶の居住設備又は娯楽設備について船舶安全法施行規則に規定される改造又は修理に関する船舶安全法の臨時検査にて要件に適合していることの確認を受けることとなりますので、この検査に合格した場合は引き続き海上労働証書は有効とします。したがって、追加的な海上労働検査を実施することはありません。

2. 海上労働遵守措置認定書を変更した場合の措置

船舶所有者は、海上労働遵守措置認定書の記載事項を変更した場合は、検査規則第23条に基づき、地方運輸局に報告することが求められています。

この報告に基づき、必要に応じて運航労務監理官が変更事項について船上において法令遵守状況を確認し、法令遵守が確認された場合は海上労働証書に裏書することとしています。なお、変更事項について、登録検査機関において確認し、裏書を受けることができますが、この場合も当該変更事項及び確認結果を速やかに地方運輸局に報告して下さい。

3. 船舶に係船した場合の措置

海上労働証書の交付を受けた船舶を一定期間係船状態とする場合は、検査規則第21条第5号に規定する「船舶が証書を受有することを要しなくなったとき」に該当するものとして、海上労働証書の返納を求めることとしました。係船された船舶が係船解除により海上労働証書の交付を受ける場合は、改めて臨時航行検査を受検することとなります。

ただし、係船予定期間が6月以内であって、その係船期間の終了日が海上労働証書の有効期限内である場合は、証書の返納は不要です。この係船期間が中間検査の受検時期にある場合、係船期間中は船上検査において遵守状況が確認できないため、係船前又は係船解除後に検査を実施することになります。なお、係船予定期間が変更になり係船期間が6月を超えた場合には、速やかに証書を返納して下さい。

4. 海上労働証書及び臨時海上労働証書を取得した船舶の公表

外国の港における寄港国検査や船員労務監査等に利用可能なデータとして、海上労働証書及び臨時海上労働証書を取得した船舶のデータ（船名、IMO番号、ISMカンパニー、証書番号、証書有効期限、証書のステータス等）を国土交通省ホームページ上で公表することとします。

連絡票 (計 葉)

宛先：国土交通省海事局船員政策課 Fax No. : 03-5253-1643

件名：海上労働検査受検ガイドライン「IV. 2. に係る連絡調整」関係

下記船舶の海上労働検査に係る情報を送付しますので、よろしくお取り計らいください。

会社名		
担当者	所 属	
	氏 名	
連絡先	電 話	
	E-mail	

受検申請又は証書交付申請船舶の情報

No.	船名	IMO 番号	トン数	申 請 種 類	申請先 地方運輸局名	申請 予定日	受検の場合 受検予定地
1				受検・証書			
2				受検・証書			
3				受検・証書			
4				受検・証書			
5				受検・証書			
6				受検・証書			
7				受検・証書			
8				受検・証書			
9				受検・証書			
10				受検・証書			
11				受検・証書			
12				受検・証書			
13				受検・証書			
14				受検・証書			
15				受検・証書			
16				受検・証書			
17				受検・証書			
18				受検・証書			
19				受検・証書			
20				受検・証書			